

## カヌーポロ公認審判員の登録申請手続きについて（改定通知）

平成 28 年度より、カヌーポロ公認審判員の申請手続きについて下記のとおり変更します。

### 【改定前】

審判講習受講後、新規登録申請を所属する都道府県協会から連盟へ申請する。（認定料 1080 円）  
2 年ごとに更新手続きを行う。（公認料 2160 円）

### 【改定後】

〈講習会実施届・報告書〉

・審判講習会を実施する団体は、講習会開催前に「実施届」を作成し連盟へ提出する。開催後は速やかに「実施報告書」を作成し連盟へ提出すること。（計画書、報告書は別添資料を参照のこと。）

〈申請方法〉

・審判講習会受講後、新規登録申請を所属する都道府県協会から連盟へ申請する。  
※審判講習会受講後、別途、登録申請手続きが必要です。同年度中に登録申請手続きを行った場合のみ公認審判員として認定されます。

〈公認料（新規登録）〉

・公認料 2160 円

〈更新〉

・今後は 2 年ごとの更新手続きは不要となり、毎年度の連盟会員登録の継続をもって更新手続きは完了とする。  
※平成 28 年度以降は連盟の会員登録を更新すれば審判資格も自動更新されます。

〈申請用紙〉

・申請用紙（申請書、登録名簿）については別添資料を参照のこと。

〈改定日〉

・平成 28 年 4 月 1 日より実施